

高知市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年6月5日策定
令和3年3月8日変更
令和5年3月30日変更
令和6年11月8日変更
高知市農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会の所掌事務に、農地等の利用の最適化の推進（担い手への農地集積・集約化，遊休農地の発生防止・解消，新規参入の促進等）に関する事務が必須事務として位置付けられた。

本市は、中山間地域，田園地域，都市部の地域に分かれ，それぞれ農地の利用状況や営農類型が異なり，地域の特性を活かした農業が営まれている。

しかしながら，近年では，農業者の高齢化等による担い手不足に加え，土地持ち非農家の増加等から耕作放棄地の拡大が懸念されており，従来にも増して厳しい事態に直面している。こうした状況下で，農業委員会として農業の持続的な発展を図っていくには，農業の持つ多面的役割を認識しながら，土地利用区分の明確化等による優良農地の確保と併せて，農地の流動化の促進が求められている。これらの課題解決に向けて，農業者はもちろんのこと，農政を担う行政や農協などの関係機関とも連携しながら取組を進めなければならない。

このようなことから，農業を担う者への農地の集積・集約化を図るため，「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19号第1項の規定に基づき，市が農業者等の協議の結果を踏まえ，農業の将来のあり方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を示し公表したものをいう。）に基づき，農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

については，本市農業の特徴を活かしながら，農地利用の最適化の推進に向けた取組を農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携して進めていくために，法第7条第1項の規定に基づき，高知市農業委員会の指針として，具体的な目標と推進方法，目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお，この指針は，改正基盤法第5条第1項に規定する高知県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する高知市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として，概ね10年後に目指す農地の状況等を示すものであり，農業委員及び推進委員の

改選期である3年ごと（ただし、変更する必要を生じた場合は、その都度）に検証又は見直しを行うこととする。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標、推進方法及び評価方法

1 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	2,350 ha	165 ha	7.0%
3年後の目標 (令和9年3月)	2,227 ha	115 ha	5.2%
目 標 (令和14年3月)	2,037 ha	102 ha	5.0%

【目標設定の考え方】

「令和4年度最適化活動の目標設定等」において設定した、令和8年度までの5年間で緑区分の遊休農地55haを解消することを目標とし、令和9年度以降は現状維持（遊休農地割合5.0%）に努めるものとする。（遊休農地面積：令和4年度当初170ha）

注）管内の農地面積は、「耕作及び作付面積統計」における耕作面積を基に算出

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査及び利用意向調査を通じた農地の出し手・受け手の掘り起こし活動の推進

ア 農地の利用状況調査（農地パトロール・推進委員の現場活動による調査）の実施

イ 中山間地域（旧高知市）における農地の利用状況調査（全筆調査）の準備調査及び本調査の実施

ウ 「地域計画」の作成・見直しに向けた協議の場などへの参加による農地情報の収集及び情報提供

- エ 農地の利用状況調査を基に、遊休農地の所有者等に対して利用意向調査を実施（未回答の地区内在住の所有者等に対しては、戸別訪問等による利用意向の確認）
- オ 春野地区を重点に、園芸用ハウスの所有者に対しての利用意向調査の実施及び農協が管理する台帳への情報提供
- カ 利用意向調査等を基にした、農地の出し手と受け手の掘り起こし活動

② 農地中間管理事業に対する積極的な協力と農地銀行活動による農地流動化の推進

- ア 農地中間管理機構への情報提供等による農地中間管理事業の活用促進
- イ 農地銀行活動による農地のあっせん活動の促進及び農業参入法人に対しての農地情報の提供
- ウ 農地銀行利用の啓発用チラシの配布と中間管理権設定の促進

③ 優良農地等の守るべき農地の確保

- ア 鏡，土佐山地区での「非農地判断」の実施による、守るべき農地の明確化と中山間地域等直接支払制度の集落戦略の作成を通じた活動に対する協力
- イ 広報活動による中間管理権の設定等の啓発とあっせん活動の推進
- ウ 生産緑地に関する相談活動等を中心とした市街化区域内農地の保全

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和6年4月)	2,350 ha	736 ha	31.3 %
3年後の目標 (令和9年3月)	2,227 ha	903 ha	40.5 %
目 標 (令和14年3月)	2,037 ha	1,181 ha	58.0 %

【目標設定の考え方】

高知県の「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」に基づき、令和13年度末までに担い手への農用地利用の集積率目標を58%とする。

注) 管内の農地面積は、「耕作及び作付面積統計」における耕作面積を基に算出

注) この表における「集積面積」とは、農業経営基盤強化促進法第12条第1項の認定を受けた者を対象とした数値

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 農地中間管理機構との連携等

ア 利用意向調査の結果、高知県農地中間管理機構への貸付けを希望する農地については、機構へ情報提供を行い、貸借を促す。

イ 農地銀行活動による市街化区域内農地の出し手・受け手のあっせん活動

② 農家等への戸別訪問や「地域計画」の作成・見直しに向けた協議の場などへの参加を通じたあっせん活動

ア 「地域計画」の作成・見直しに向けた協議の場などへの参加による農地の情報収集を通じた農地のあっせん活動

イ 農業委員及び推進委員の戸別訪問等による農地利用の意向把握と農地の出し手の掘り起こし

ウ 園芸用ハウスの活用を希望する新規就農者に対しての農協と連携した中古園芸用ハウスの情報提供と農地のあっせん活動

③ その他

ア 移動農業委員会等の農業者との意見交換会を通じた情報提供と啓発活動

イ 「情報みどりのまち」の発行による農地利用に関する情報提供

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（累積）	単年度新規参入者数 （取得面積）
現 状 （令和6年4月）	73 経営体	—
3年後の目標 （令和9年3月）	85 経営体	4 経営体 （1.2 ha）
目 標 （令和14年3月）	105 経営体	4 経営体 （1.2 ha）

【目標設定の考え方】

令和6年度以降の目標は、令和5年度実績を超える、毎年度、新規参入4経営体、新規参入者取得面積1.2ha（30a×経営体数）とする。

注）経営体数は、個人と法人の合算とする。

注）令和5年度の実績は、新規参入3経営体で新規参入者取得面積は1.1haであった。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携

農業関係機関・団体と連携した新規参入希望者の把握と農地等の情報提供による支援

② 農業委員会のフォローアップ活動

ア 認定新規就農者や非農業部門からの新規就農者、親元就農者に対する農地情報等の提供と必要に応じて中間管理権設定協議への立ち合い

イ 春野地域を重点に、農協と連携した園芸用ハウスの調査による所有者の利用意向の確認及び農協・新規就農者への情報提供

ウ 農業参入法人に対しての農地情報の提供

③ 新規就農者との意見交換会の開催

農業関係機関・団体による必要な情報提供や要望等の聴取、相談対応による新規就農者の定着支援

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人，法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

市において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用していくため、農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・農家への声掛け等による意向把握
- ・「地域計画」で位置付けられた農業を担う者への農地の利用調整やマッチング
- ・農地中間管理事業の活用働きかけ
- ・「地域計画」の定期的な見直しへの協力